白木パノラマ孔園指定管理予定候補者選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本町が執行する公の施設の指定管理者制度に係る指定管理予定候補者(以下「候補者」という。)の公平な選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し、必要な事項を審査するため、 白木パノラマ孔園指定管理予定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項の審査に関すること。
- (2) 指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理についての審査に関すること。
- (3) 前2号に関する審査結果を町長に報告すること。
- (4) その他、指定管理者の選定に関して、委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、外部委員をもって組織する。

- 2 選定委員会の委員は地元代表、利用者の代表、施設で提供するサービスに関する有識者とし、 町長がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱日から当該年度12月定例議会閉会の日までとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、選定委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務 を代理する。
- 6 委員長及び副委員長に事故あるとき、又は委員長及び副委員長が欠けたときは、あらかじめ 委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、選定委員会に委員以外の専門家や学識経験者の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。
- 5 選定委員会の会議は、非公開とする。
- 6 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

(除斥)

第6条 委員が公の施設の指定管理者に応募した団体(以下「応募団体」という。)の代表者又は 役員を構成する立場にある場合には、当該公の施設に関する審議に加わることができない。

(選定基準)

第7条 選定委員会は、候補者を選定する場合には、当該公の施設の設置目的や性質等を考慮し、条例等に規定する選定基準に基づき、総合的に判断しなければならない。この場合において、選定基準の具体的な選定項目及び配点は、別表「指定管理予定候補者選定基準」を基本とする。

(候補者の選定方法等)

第8条 候補者の選定の方法は、応募団体から提出された事業計画書その他評価の対象となる 書類の内容について、原則として応募団体からのプレゼンテーション及び委員によるヒアリング を実施し、前条の基準に沿った適正な審査を行う。

(委員の責務)

第9条 委員は、公平、公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、選定委員会を通じて知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も 同様とする。ただし、江北町及び選定委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 3 委員は、個別に応募団体と候補者に関する審議についての接触をしてはならない。

(報告及び決定)

- 第10条 選定委員会は、候補者を選定したときは、速やかに当該選定の結果について町長に報告するものとする。
- 2 町長は、前項の会議結果を総合的に判断し、適当と認めるときは、候補者を決定する。

(選定結果の公開)

- 第11条 町長は、候補者を決定したときには、速やかに選定結果及び理由(以下「選定結果等」という。)を公表する。この場合において、選定結果等の公表に際し、具体的に公表する内容は次のとおりとする。
 - (1) 候補者の選定を行った公の施設の名称
 - (2) 選定委員会の開催日時、場所
 - (3) 候補者の名称及び選定理由
 - (4) 候補者の選定基準及び総合評価結果
 - (5) その他必要と認められる事項
- 2 候補者の決定があったときには、速やかに選定結果等を応募者全員に通知する。

(選定委員会の庶務)

第12条 選定委員会の庶務は、地域づくり課農地防災係において処理する。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年 9月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年12月27日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年 7月 7日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 2年11月12日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 7年 9月29日から施行する。
- 6 最初に招集される会議は、第5条の規定に関わらず、町長が招集する。